

平成30年9月18日

各所属長様

総合政策部長

## 平成31年度予算（1次）計画の作成について（通知）

各所属長におかれましては、経常的な経費・収入について、平成31年度予算（1次）計画を作成していただきますようお願いいたします。

本年の市長の任期の終了にあたって、大塩市長が退任されるため、予算編成方針は、新市長の方針および国の予算編成の動向等を反映するために10月末に通知することを考えております。

この度の通知は、経常的な経費等の予算計画にあたって必要な内容のみの通知としており、政策的な経費にかかる予算計画については、予算編成方針の通知と同時に作成を依頼します。

平成31年度の地方財政については、6月の「骨太の方針」では、31年度から33年度までの地方の一般財源総額は平成30年度と同水準を確保することとされ、8月31日に総務省から示された「地方財政収支の仮試算」においても、あらためてその旨が示されました。これにより、一定の一般財源総額の確保の見通しが立った一方で、34年度以降の長期的な見通しについては、依然として不透明な状態であります。

また、本市の今後の財政状況は、昨年度の中期財政運営プランでは34年度までは財源対策により収支均衡を図ることとしていますが、35年度以降は財源対策の目途が立っておらず、長期的に持続可能な財政基盤を確立するには、歳出に大きな割合を占める経常経費の抑制を図らなければなりません。

今年度は、事務改善について、「全庁共通の業務改善項目（10項目）」を中心に検討していますが、その過程で、スケジュール・工程の共有や打ち合わせなどについて改善の余地があることがわかってきました。

また、今年度からの超過勤務時間の削減、来年度からの臨時職員の削減の実現にあたっては、事務の効率化は欠かせない条件でもあります。事務改善については検討結果を待たずに、日々の事務について改善を図るとともに、31年度の経常経費の予算計画にあたっては、事務改善を進めていくこととして、より効率的・効果的な事業実施が可能なよう見直しを図ってください。

各部長・副部長におかれては、各所管部署に、各事業への予算の配分や効果・効率性の向上に向けた見直しなど事前に必要な指示していただくようお願いいたします。

その他、裏面の事項に留意し、予算計画を作成していただきますようお願いいたします。

## **1. 1次計画の対象となる範囲**

- ・毎年継続される行政サービス
- ・昨年度以前の実施計画採択済み事業のうち31年度も内容に変更なく継続する事業

※インフラ、施設整備事業、および外郭団体経費（補助金、指定管理料）は、2次計画対象とします。

## **2. 事務改善に必要な経費の枠外要求（経常経費の節減の工夫）**

今後の経常経費の節減につながる工夫を検討し、その工夫に必要な経費は枠外経費として要求できることとします。要求にあたっては、必要な経費にかかる説明に加えて、節減できる経費の見込み額とその積算根拠を示してください。

また、その工夫による節減額については、節減効果が生じ始める年度の予算から削減しますが、その1/2の額を当該部署（部単位）の枠内経費総額に加算する（戻す）こととします。

## **3. 歳入の適切な見積もり**

歳入の見積もりにあたっては、経済情勢、国県の動向など最新情報を把握し、適切に見積もってください。

市が徴収を行う歳入費目については、財源確保と負担の公平性の両面から、収納率の向上に向けた工夫を行い、予算計画に反映してください。

## **4. 国県の制度変更および消費税率改定への適切な対応**

社会保障制度やその他の国県の制度変更については積極的に情報収集し、予算計画に反映してください。

また、制度変更にあたっては、市の負担が増えることの無いよう適切な財源措置を行うよう要望してください。

31年10月に消費税率の改定が予定されています。消費税課税対象の費目については、下半期の税率が10%となる前提で各部の枠内経費総額を算定しています。枠外経費については、別途提示する資料を参考に予算要求額を適正に算定してください。その際、上半期（税率改定前）に執行可能な経費は上半期に執行することとしてください。また、経常的に必要で31年度下半期に必ず購入する必要がある高額な物品等について30年度中に契約可能なものについては、30年度12月補正において予算要求（債務負担行為）することとしてください。

## **5. 1次計画の提出期限について**

1次計画の提出期限は10月16日（火）とします。期限厳守をお願いします。